

社会保険ひろしま

第912号

- 【ご案内】 短時間労働者の適用拡大の対象事業所へのお知らせ等の送付
- 【ご案内】 社会保障協定等で日本の年金制度の被保険者とならない方の届出について
- 【ご案内】 国民年金第3号被保険者の被扶養配偶者非該当届の提出漏れはありませんか？
- 【ご案内】 令和6年度算定基礎届の提出について
- 年金日より
- 令和6年9月2日から協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルを開設します！
- 「資格情報のお知らせ」について
- 生活習慣病予防健診が受診しやすくなっています！
- 出張相談窓口の閉鎖について
- 協会けんぽ2023（令和5）年度決算（見込み）のお知らせ



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和6年6月末

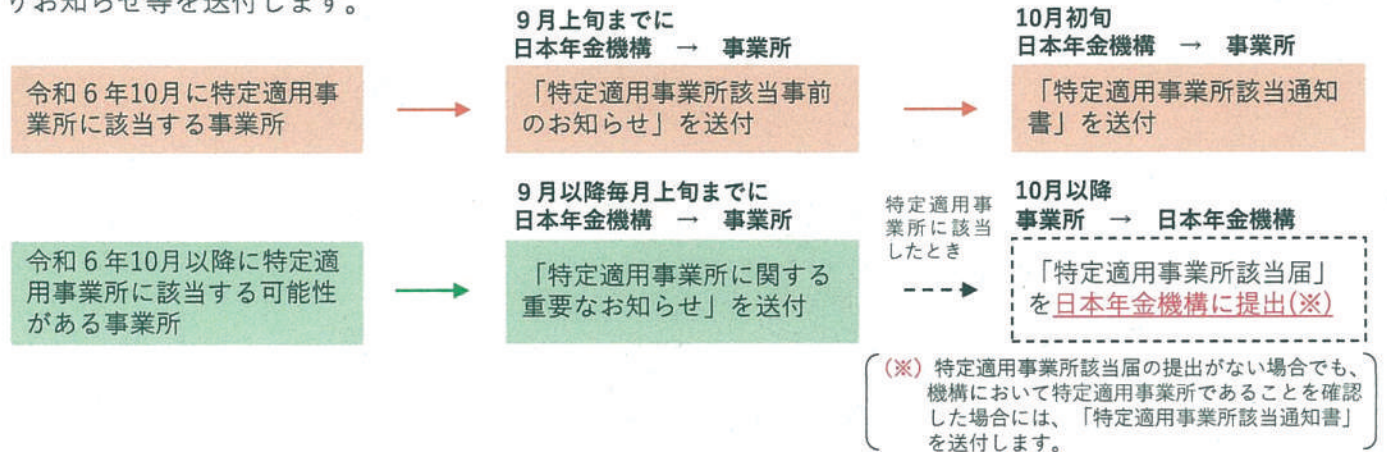
		厚生年金	健康保険
適用事業所数		61,016	60,070
船舶所有者数		247	325
被保険者数	男性	511,515人	381,494人
	女性	346,800人	266,314人
	船員	2,978人	3,268人

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 短時間労働者の適用拡大の対象事業所へのお知らせ等の送付

令和6年10月1日から「特定適用事業所」に該当する事業所の範囲が、被保険者数が常時101人以上の事業所から常時51人以上の事業所に拡大されます。

この適用拡大の対象事業所に該当する、または該当する可能性がある事業所に、日本年金機構から次のとおりお知らせ等を送付します。



特定適用事業所に該当した事業所は、加入対象となる短時間労働者がいる場合「被保険者資格取得届」の提出が必要となりますので、マイナンバーの確認や扶養家族の確認など、届書の準備をお願いします。

<加入対象（短時間労働者）の要件>

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、以下の項目にすべて該当する方は「短時間労働者」に該当します。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 学生ではない

日本年金機構のホームページでは適用拡大に関するガイドブックやQ&Aなどを掲載しています。詳細は裏面のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

ご案内 社会保障協定等で日本の年金制度の被保険者とならない方の届出について

「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第52号）」の施行に伴い、令和6年7月1日以降に日本国内に住所を有するに至った方又は適用事業所に使用されるに至った方で、社会保障協定又は社会保障協定以外の国際約束（万博協定等）により、日本の年金制度の被保険者とならない方ご本人（適用事業所において当該者を使用する場合は、適用事業所の事業主）は、「厚生年金保険・国民年金条約等適用者に関する届出書」を届け出るよう努めなければならないとされました。該当する方のお届けにご協力をお願いします。

【届出を行う際の注意点】

- ・届出には協定相手国の公的機関が発行する「適用証明書」の写し、万博参加に係る証明書等の確認書類の添付が必要です。
- ・届出に記載する情報は、住民票情報と同一の記載をお願いします。

【届出様式】

日本年金機構ホームページに「厚生年金保険・国民年金 条約等適用者に関する届出書」の様式を掲載しています。詳細は裏面下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

国民年金第3号被保険者の被扶養配偶者非該当届の提出漏れはありませんか？

国民年金第3号被保険者は、厚生年金保険に加入している方（第2号被保険者）の被扶養配偶者でなくなった場合、第2号被保険者の勤務先の事業主または健康保険組合等を経由して「国民年金第3号被保険者 被扶養配偶者非該当届」の提出が必要となります。提出漏れがある場合は、速やかに提出していただくようお願いします。

なお、第2号被保険者が全国健康保険協会の被保険者の場合は、「健康保険 被扶養者（異動）届」を提出することで、被扶養配偶者非該当届の提出があったものとみなされます。

<参考> 国民年金第3号被保険者が被扶養配偶者でなくなった場合に必要な届出

被扶養配偶者でなくなるケース	健康保険組合等 (健保組合、国保組合、共済組合)	全国健康保険協会
第3号被保険者の収入が基準額以上に増加したとき	被扶養配偶者非該当届(※)	被扶養者(異動)届
離婚等により生計維持関係がなくなったとき	被扶養配偶者非該当届(※)	被扶養者(異動)届
第3号被保険者であった方が、就職して第2号被保険者に該当したとき	届出不要	被扶養者(異動)届

※被扶養配偶者非該当届は、「国民年金第3号被保険者関係届」により届出してください。

令和6年度算定基礎届の提出について

本年度も「算定基礎届」の提出にご協力いただきありがとうございました。なお、**提出がお済みでない場合はお早めにご提出**ください。



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・保険料・給付などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員には、当機構から定期的に制度改正や手続きに関する情報提供を行っています。

年金委員は、活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2種類があり、ここでは主に事業所内で活動いただく、「職域型」年金委員をご案内します。

【職域型年金委員とは】

委嘱対象者	適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	主に事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ○ 公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ○ 当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加 など

「職域型」年金委員が設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。詳細は下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構公式X (旧Twitter) @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

2024年
8月

協会けんぽ

広島支部からのお知らせ

加入者の皆様へお知らせいたしますようお願いいたします



協会けんぽ広島支部
マスクキャラクター
健康 いろは

協会けんぽ広島支部
マスクキャラクター
健康 かえで

22か国語対応

令和6年9月2日から

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルを開設します!

「マイナ保険証(※)」や「資格情報のお知らせ」等に関するお問い合わせは、専用ダイヤルをご利用ください。
※健康保険証として利用登録したマイナンバーカード

協会けんぽ
マイナンバー
専用ダイヤル

☎0570-015-369 (ナビダイヤル) 平日 8時30分~17時15分
(土日祝日年末年始を除く)

●マイナ保険証 ●資格情報のお知らせ ●オンライン資格確認 ●資格確認書 など

※ナビダイヤルの通話料金は発信者の負担となります。(通話料定額プランの適用対象外です。)
※マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178) にお願ひします。

コールセンター
対応言語

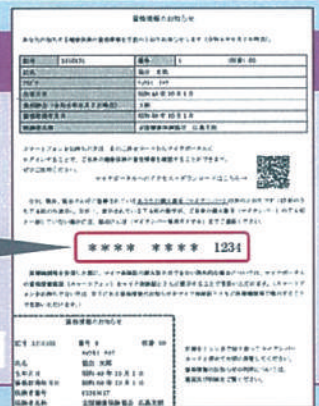
英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、
ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、
モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語



「資格情報のお知らせ」について

送付対象者	加入者全員
送付時期	加入時期に応じて2回に分けて発送します。 【1回目】令和6年9月9日(月)~令和6年9月30日(月) ※令和6年6月7日(金)時点の加入者 【2回目】令和7年1月22日(水)~令和7年2月3日(月) ※令和6年6月10日(月)以降に加入した11月29日(金)時点の加入者
送付方法	個人別に封入し、会社(事業主)経由での送付 ※一部の加入者分は被保険者分と被扶養者分をまとめて被保険者住所に送付します。

医療保険のデータベースに登録されている個人番号(マイナンバー)の下4桁を表示しておりますので、ご確認をお願いします。



全ての加入者様への一斉送付は今回限りの予定です。ご理解・ご協力の程よろしくお願ひします。

35歳~74歳の被保険者(ご本人)様対象/ 生活習慣病予防健診が受診しやすくなっています!

Point 1 令和6年度から
付加健診の対象年齢が拡大!

付加健診とは、生活習慣病予防健診の一般健診の受診時に、腹部超音波検査、眼底検査、肺機能検査などの複数の詳細な検査をセットで追加できる健診のことです。

対象年齢	一般健診を受診する
40歳 45歳 50歳 55歳	
60歳 65歳 70歳	

Point 2 令和5年度から
健診費用の自己負担が軽減!

一般健診の自己負担	付加健診の自己負担
軽減前最高 7,169円 → 軽減後最高 5,282円	軽減前最高 4,802円 → 軽減後最高 2,689円

※付加健診の単独受診はできません

ご予約は直接ご希望の健診機関まで!
協会けんぽへの申し込みは不要です。
全国の健診機関で受診することができます。

健診機関は
こちらから



出張相談窓口の閉鎖について



令和6年9月30日(月)をもちまして、福山年金事務所内に設置している協会けんぽ出張相談窓口を閉鎖します。ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願ひします。
なお、年金事務所の窓口(年金相談等)は変更ございません。
お問い合わせ・ご相談はお気軽に広島支部までお電話ください。



協会けんぽ 2023(令和5)年度決算(見込み)のお知らせ

2023年度の決算(見込み)の概要

2023年度の決算は収入が11兆6,104億円、支出が11兆1,442億円、収支差は4,662億円で前年度から343億円の増加となりました。収入・支出の主な内訳は以下のとおりです。

収入 ● 保険料収入は2,577億円増加。賃金の増加が主な要因。

支出 ● 保険給付費は1,993億円増加。加入者1人当たり医療給付費が増加したことが主な要因。
● 高齢者医療への拠出金等は1,358億円増加。団塊の世代が後期高齢者になることにより拠出金額が増加したことが主な要因。

2023年度の収支は、収入・支出ともに前年度より増加しましたが、主たる収入である「保険料収入+国庫補助等」は2,995億円増加した一方、主たる支出である「保険給付費+拠出金等」は3,351億円増加しており、**支出の方が収入よりも伸びています。そのため、収支差は実質的には前年度より縮小していることに留意が必要です。**

（その他の支出について、前年度に交付された国庫補助等の精算等による国への返還が生じなかったことにより、2023年度は前年度と比較して支出が683億円抑制されています。そのため、最終的には、収支差は、名目上、前年度より増加しています。

※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

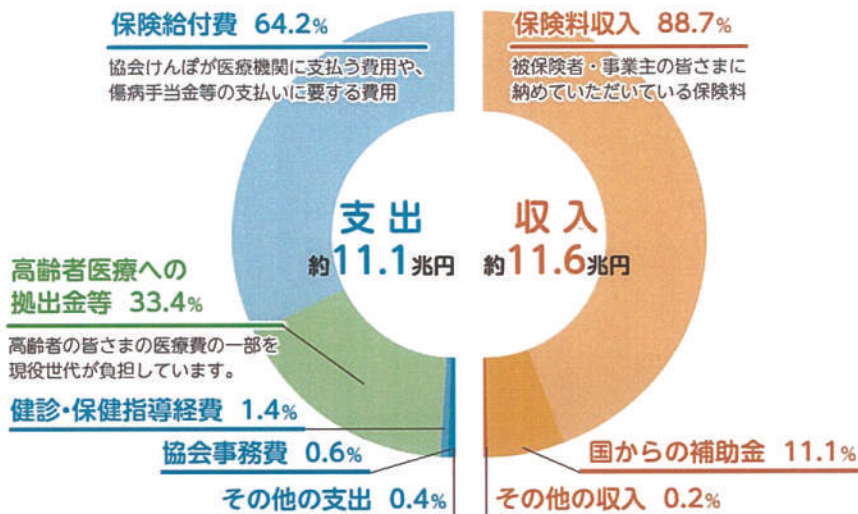
2023年度決算(見込み) | 医療分

(単位:億円)

収入	保険料収入	102,998	(+2,577)
	国庫補助等	12,874	(+418)
	その他	233	(+16)
	計	116,104	(+3,011)
支出	保険給付費	71,512	(+1,993)
	拠出金等	37,224	(+1,358)
	その他	2,705	(▲683)
	計	111,442	(+2,668)
単年度収支差		4,662	(+343)

※()内は、対前年度比

※支出の「その他」は右図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計



Q. 2023年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。

● 団塊の世代が後期高齢者になることにより**高齢者医療への拠出金等の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれること。**

※高齢者医療への拠出金等 2023年度：2兆1,900億円 → 2025年度：2兆5,300億円

● 協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により**保険給付費の継続的な増加が見込まれること。**

※保険給付費 2023年度：7兆1,512億円 → 2028年度：7兆6,600億円

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康づくりに向けた取組を進めつつ、保険財政の持続可能性という観点から、各種医療費適正化対策にも取り組んでまいります。

協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2024年8月号)

<発行> 全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問合せ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)

平日のみ 8:30~17:15

※おかけ間違いにご注意ください



今月の TOPICS

「優良事例に学ぶ! 健康経営セミナー」 にご参加ください



健康経営を始めたい方、始めてみたいけれど、具体的な取組について悩んでいる方向けのセミナーです。

日時: 令和6年9月4日(水) 13:30~16:00

会場: 広島国際会議場 コスモス

又は オンライン (Zoomウェビナー)

詳細や申込は
こちら

